

○大府市認定保育室等保育実施事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市認定保育室事業実施要綱第2条第2号に規定する認定保育室及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項に規定する事業を行う医療機関が設置した認可外保育施設のうち、別表第1に定める施設基準に適合するもの（以下これらを「保育施設」という。）における保育事業等を円滑に実施し、児童福祉の増進を図るため、予算の範囲内において交付する大府市認定保育室等保育実施事業補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、市内に設置された保育施設とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育施設における保育実施事業とし、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育施設の保育料とする。

(補助事業の対象児童)

第4条 補助事業の対象となる児童（以下「補助対象児童」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

- (1) 扶養義務者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者という。以下同じ。）が、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 3歳未満であること。ただし、年度の途中で3歳に達したときは、当該年度に限り、3歳未満とみなす。
- (3) 保育を必要とする者であること。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中に保育施設に入所した児童については、入所した月に限り補助対象児童としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が別に定める。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする保育施設の代表者（保育施設を代表し、その運営に関し責任を有する者をいう。以下同じ。）は、別表第2-1又は別表第2-2の補助金の計算方法により年間の補助対象経費を算出して、大府市認定保育室等保育実施事業補助金交付申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに、大府市認定保育室等保育実施事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、前条の規定により申請した者に通知しなければならない。

い。

- 2 市長は、前項の決定をする場合において、必要に応じ、当該決定に条件を付することができる。

（変更交付の申請等）

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更するときは、大府市認定保育室等保育実施事業補助金変更交付申請書（第 3 号様式）を別に定める日までに市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、大府市認定保育室等保育実施事業補助金変更交付決定通知書（第 4 号様式）により、前項の規定により申請した者に通知しなければならない。

（補助事業の廃止又は中止）

第 9 条 保育施設の代表者は、補助事業を廃止し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 10 条 保育施設の代表者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止若しくは中止の承認を受けたとき（以下「完了等」という。）は、完了等の日から 30 日以内に、大府市認定保育室等保育実施事業補助金実績報告書（第 5 号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の時期）

第 11 条 補助金は、次条に規定する請求書が提出された後、交付する。

（請求書等の提出）

第 12 条 保育施設の代表者は、大府市認定保育室等保育実施事業補助金請求書（第 8-1 号様式又は第 8-2 号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎月 5 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 当月の初日現在に保育施設に入所している補助事業の対象となる児童の状況を記載した保育受託名簿（第 6 号様式）
- (2) 補助の対象児童（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 8 に規定する施設等利用給付認定子どもを除く。）の入所について扶養義務者と保育受託契約を締結したときは、当該児童に関する保育受託届（第 7 号様式）及び就労証明書
その他保育を必要とする事由を確認できる書類

- (3) その他必要な書類

（証拠書類の提出）

第 13 条 市長は、補助金の交付の事務処理上必要と認めたときは、保育施設の代表者に対し、扶養義務者（子ども・子育て支援法第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者を除く。）が負担する保育料の減額をしたことを明らかにした証拠書類の提出を求めることができる。

（交付の決定の取消し又は補助金の返還）

第 14 条 市長は、保育施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付を決定する場合に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。
- (4) 事業を中止又は廃止したとき。

(検査等)

第15条 市長は、保育施設の代表者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

- 2 保育施設の代表者は、補助事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を整理し、当該事業が完了等した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市認定保育室等保育実施事業補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後に申請された大府市認定保育室等保育実施事業補助金について適用し、改正前の大府市認可外保育施設保育実施事業補助金交付要綱に基づき交付された大府市認可外保育施設保育実施事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第 1（第 1 条関係）

施 設 基 準

事 項	内 容
定 員	おおむね 10 人以上 30 人未満
施 設	1 保育の用に供する部屋（以下「保育室」という。）は、1 階で通風及び採光のよいものであること。ただし、耐火構造又は避難設備のある場合は、2 階以上であっても差し支えない。 2 保育室を 2 階以上に設ける場合は、保育室その他幼児が出入りし、又は通行する場所に幼児の転落事故防止の設備が設けられていること。 3 保育室は専用とし、児童 1 人当たり 1.65 平方メートル以上であること。 4 乳児の保育を行う場合は、幼児の保育室と区画されていること。 5 調理室及び便所があること。 6 便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されていること。 7 緊急時に、利用することができる電話があること。 8 消火用具、非常口その他非常火災に必要な設備を設け、非常災害に対する定期的な訓練を実施すること。
職 員	1 保育に従事する者の数は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 33 条第 2 項の規定によるものであること。 2 保育に従事する者の数の 3 分の 1（職員が 2 人の保育施設では 1 人）以上の者は、保育士又は看護師の資格を有するものであること。
開 設 日 数 及 び 保 育 時 間	施設の開設日数は、1 月につき 22 日以上とし、保育時間は、1 日につき 8 時間以内を原則とするものであること。
賠 償 責 任 保 険	次に掲げるてん補限度額以上の賠償責任保険に加入していること。 1 1 回の事故につき 1 億円 2 1 名につき 1 千万円

別表第 2－1（第 6 条関係）

大府市認定保育室の場合の補助金の計算方法

年齢区分	補助単位等	施設等利用給付認定子どもに係る補助単位等
0 歳児	44,800 円×補助対象児童数 責任者は、扶養義務者が 1 か月に負担する保育料より 20,000 円（負担する金額が 20,000 円に満たない場合はその金額）を減額しなくてはならない。	24,800 円×補助対象児童数
1～2 歳児	34,800 円×補助対象児童数 責任者は、扶養義務者が 1 か月に負担する保育料より 10,000 円（負担する金額が 10,000 円に満たない場合はその全額）を減額しなくてはならない。	

扶養義務者が児童（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にあるものをいう。）を 2 人以上（3 歳未満児を 1 人以上含む場合に限る。）監護し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、上記の計算方法にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて 2 番目の 3 歳未満児に係る補助金及び 3 番目以降の 3 歳未満児に係る補助金は次のとおりとする。

年齢区分	補助単位等	施設等利用給付認定子どもに係る補助単位等
0 歳児	2 番目の児童 55,800 円×補助対象児童数 責任者は、扶養義務者が 1 か月に負担する保育料より 31,000 円（負担する金額が 31,000 円に満たない場合はその全額）を減額しなくてはならない。	24,800 円×補助対象児童数
	3 番目以降の児童 66,800 円×補助対象児童数 責任者は、扶養義務者が 1 か月に負担する保育料より 42,000 円（負担する金額が 42,000 円に満たない場合はその全額）を減額しなくてはならない。	
1～2 歳児	2 番目の児童 48,800 円×補助対象児童数 責任者は、扶養義務者が 1 か月に負担する保育料より 24,000 円（負担する金額が 24,000 円に満たない場合はその全額）を減額しなくてはならない。	

	3 番目以降の児童 62,300 円×補助対象児童数 責任者は、扶養義務者が 1 か月に負担する保育料より 37,500 円（負担する金額が 37,500 円に満たない場合はその全額）を減額しなくてはならない。	
--	--	--

（注） 年齢区分は、次のとおりとする。

- 0 歳児 （ 年 4 月 2 日以降に生まれた者）
1 歳児 （ 年 4 月 2 日から 年 4 月 1 日の間に生まれた者）
2 歳児 （ 年 4 月 2 日から 年 4 月 1 日の間に生まれた者）

別表第 2－2（第 6 条関係）

医療機関が設置する保育施設の場合の補助金の計算方法

補助単位等	施設等利用給付認定子どもに係る補助単位等
① 9,300 円×補助対象児童数 ※扶養義務者が児童（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にあるものをいう。）を 3 人以上（3 歳未満児を 1 人以上含む場合に限る。）監護し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、①の計算方法にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて 3 番目以降の 3 歳未満児に係る補助金は次のとおりとする。 ② 19,300 円×補助対象児童数	補助対象外とする。